



事務連絡
令和3年1月13日

兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 様

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る飲食店等に対する
営業時間短縮の要請及び施設の使用制限の協力依頼について

日頃は、本県の生活衛生行政の推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

令和3年1月8日付け事務連絡で、神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市内の接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の営業時間短縮(午前5時から午後9時までに短縮)についてお願いしたところですが、本日、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことを受け、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部より別添1「新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る飲食店等に対する営業時間短縮の要請について」(協力金の支給については別紙を参照)及び別添2「新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る施設の使用制限の協力依頼について」により依頼することとなりました。

貴組合の関係施設につきましては、「飲食店等に対する営業時間短縮の要請」及び「施設の使用制限の協力依頼(ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)等)」の対象になる場合がありますのでご注意くださいとともに、貴組合員に対し周知いただきますようよろしく申し上げます。